

## 〈研究ノート〉

# ドイツでの「人権」理解とその思想史的背景

河村 克俊

### 1. はじめに ヘイトスピーチ

本稿は、ドイツでのヘイトスピーチならびに人権侵害の問題について包括的に論じることを準備するための試論である<sup>1</sup>。また「研究ノート」であるので、この問題について体系的に論述するのではなく、現時点での理解に基づく問題の確認と、ヘイトスピーチを含む様々な人権侵害の生じる起源ならびに背景についての粗描ということにさせていただきたい。まず、ヘイトスピーチという言葉について概観し(1. はじめに)、その後、人権の問題に関して現在のドイツが置かれている特殊な状況についてスケッチし(2. 2015年夏のドイツ)、次にドイツ政府の難民政策の理念的基盤を確認する(3. ドイツ基本法)。そして、ドイツ基本法の中核に位置する人権概念のもつ歴史的背景を粗描する(4. 人権という概念)。

「ヘイトスピーチ」という言葉そのものが比較的新しいタームであり、その意味が明確であるとはいえないので、まずはその定義からみることにしたい。J. マイバウアー編の『ヘイトスピーチ』(2013)によれば、「ヘイトスピーチとは、ある個人ないし集団に対する言葉による憎悪の表現であり、とりわけ国内に暮らす人々に対してなされる侮辱し誹謗する

〔言語〕表現である」<sup>2</sup>。同じ社会に暮らす特定の人ないし人々に対する言語による侮辱や誹謗ということが、ここではヘイトスピーチとみなされている。ドイツでは(旧西ドイツ時代の)1960年代に多数のトルコ人が労働者として招かれ、その家族とともに国籍や宗教を維持しつつ世代を超えて現在まで居住している。ドイツの人口8,200万人のうち約8%は外国籍であり、約170万人を数えるトルコ系住民は外国籍居住者の最多勢力である<sup>3</sup>。これまでドイツで様々な機会に誹謗や侮辱の対象になってきたのは、難民やそのほかのマイノリティーとともにこのトルコ系住民だった。ここでのヘイトスピーチの定義は、まずは彼らに対する言葉の暴力を念頭に置いたものだろう。またA. ヴェーバー編の『ヘイトスピーチへの問いに関するハンドブック』(2009)には以下のような定義がみられる。ヘイトスピーチとは、「人種的嫌悪、他国人に対する敵意、反ユダヤ主義ないしはその他の不寛容に基づく憎悪による情宣活動によって、それらを助長し正当化することを教唆することであり、また攻撃的なナショナリズムや自民族中心主義、差別や敵意に基づき、マイノリティーや移民そして移民の子孫に対してなされる不寛容な

1 同時にまた、関西学院大学人権共同研究「ヘイトスピーチに関する基礎研究 — ドイツと日本の比較」(2015年度公募研究)の報告を兼ねている。

2 Jörg Meibauer, hg., *Hassrede/ Hate Speech. Interdisziplinäre Beiträge zu einer aktuellen Diskussion*, Gießener Elektronische Bibliothek 2013, Einleitung.

3 ドイツ連邦共和国外務省等制作『ドイツの実情』2007年、p.9。なお、インターネットに掲載された最新版の「ドイツの実情」によれば、2015年のドイツの人口は8120万人となっている。

「言語」表現<sup>4</sup>である。ここでの定義には「反ユダヤ主義」というタームがみられ、戦前から続く一般的傾向に対する反省の視線が認められる。「人種的嫌悪」という表現からは、自民族中心主義や優生学的な考え方に基づく政策による大量殺人の記憶が蘇る。マイバウアー編の『ヘイトスピーチ』は「言語学研究」というシリーズの第6巻として纏められたものであり、「序言」によれば2010年1月29日と30日にマインツ大学で行われたこのテーマに関する学際的なワークショップの記録を主に収めたものである。今後このテーマに関する言語学系の学際的研究が成果を公開することを期待したい。

日本に関してはどうか。師岡康子氏によれば、この語は2013年に「日本で一挙に広まった」新しい用語である<sup>5</sup>。関西圏でまず想起されるのは、2009年12月に「在日特権を許さない会」（いわゆる在特会）らが行った京都朝鮮第一初級学校への差別的な凱旋活動であるだろう。中村一成氏の「ルポ・京都朝鮮第一初級学校襲撃事件」<sup>6</sup>によれば、児童や教職員に対して罵詈雑言が投げつけられていた。データに基づく資料によれば、「人権」や「人間の尊厳」といった言葉がただちに脳裡から消えてなくなるような言葉の暴力が何時間か続いたようである。「啓蒙」の過程であるはずの近代化の果てにやってきたのは、他ならぬ新たな「野蛮」だった、というテーゼがこ

こでふたたび想起される<sup>7</sup>。

恐らく、他人種ないし他民族に対する潜在的な敵対的傾向性は、優生学的な思考と同様、消し去ることが難しいに違いない。また、競争や利益の追求という近代の行為原理を批判することなく肯定する限り、あらゆる善意は「自己欺瞞」とみなされ、常に新たな「野蛮」への道が待ち受けているように思われる。

## 2. 2015年夏のドイツ

この夏、シリアをはじめとする西アジアや北アフリカ等からバルカン半島を経由して大量の難民がヨーロッパに流入してくるという現象に欧州全体が動揺した。とりわけドイツには多くの難民が押し寄せ、多数の難民キャンプが設置された。週刊誌『シュピーゲル 36号』（2015年8月29日）によれば、2015年に入り、7月末までに218,000人以上の人々がドイツで難民申請を行った（同誌p.21）。そして同年末までに総計80万人が同様に申請を行うことになると予想されている。アンゲラ・メルケル首相（キリスト教民主同盟）は難民を積極的に受け入れる政策を自ら表明しており、国民の意識は大きく二つに分かれている。少なくとも8月末までは、国民の約80%は政府の判断に賛成しており、反対は少数派だった（週刊誌『シュテレン』2015年8月27日p.34）。

4 ヴェーバーによればこの定義は、欧州議会の委員会による「勧告 Empfehlung」にみられる、以下を参照。Anne Weber, *Handbuch zur Fragen der Hassrede*, Europarat 2009, S.3. またマイバウアーは以下のようにも述べている。「ヘイトスピーチは次のような特徴をもつ個人や集団に対してなされる、たとえば肌の色、国籍、出身、宗教、性的傾向、社会的地位、健康状態、外見、またこれらの組み合わせなど。このリストはもちろん周到なものではない、というのも原理的には人間のもちうるような特徴もヘイトスピーチのターゲットとなりうるのであるから」（マイバウアー編『ヘイトスピーチ』p.2）。

5 師岡康子『ヘイトスピーチとは何か』岩波新書2013年、p.i.

6 中村一成「ヘイトクライムに抗して ルポ・京都朝鮮第一初級学校襲撃事件（1）、（2）、（3）」（雑誌『世界』2103年7月p.261-268（1）、8月p.274-281（2）、9月p.292-299（3））。

7 1944年5月、ドイツから亡命中のアドルノとホルクハイマーは米国カリフォルニア州のロス・アンジェルスで次のように述べている。「なぜ人類は真に人間的な状態へと突き進むのではなく、新たな野蛮状態へと陥るのか」（M. Horkheimer u. Th.W. Adorno, *Dialektik der Aufklärung*, Frankfurt a.M., 1969, Vorrede）。また同様の主旨が以下のようにも述べられている。「古のとき以来、進歩的思想という最も広い意味での啓蒙が追い求めてきたのは、人間から恐れの対象を取り去り、人間を支配者の位置におくことだった。しかし、すっかり啓蒙されたはずのこの世界では、災いの勝利する兆候が光彩を放っている」（ibid. S. 9）。私たち自身の経験を振り返るとき、啓蒙は、漸次進捗する規則的運動ではなく、前進と後退を交互に繰り返す不定かな運動であるように思われる。

その後、この賛成と反対のバランスは崩れていく。

今年8月にザクセン州<sup>8</sup>の小さな町ハイデナウ(人口約16,000人)にある難民キャンプが放火された。その直後にこの町の難民キャンプを慰問したメルケル首相に対して、右翼系市民たちは「国民を裏切る者」という言葉を投げつけている(『ビルト』紙2015年8月27日p.2)。その後、ベルリンでも難民が居住する予定だった施設が放火された。欧州連合を牽引する国であり、戦後一貫して排外主義を批判してきたドイツで、なぜこのような「蛮行」がおこなわれるのか、という問いが頭を過る。『シュピーゲル36号』はふたつの表紙をもち、一方に難民が居住予定だった建物の放火されている現場を背景に、「暗いドイツ」というタイトルが描かれている。他方には、難民とドイツ人が一緒に難民の子どもたちのためにお祝いを行っている姿を背景に、「明るいドイツ」という文字がかかっている。現在のドイツが互いに全く異なるふたつの顔をもつことを示しているわけだ。この「暗いドイツ」と「明るいドイツ」という表現は、連邦大統領ヨアヒム・ガウクがベルリン・ヴィルメスドルフにある難民施設を訪れた際に、難民への支援活動を行う人々を褒めつつ述べた次の言葉に基づいている。「暗いドイツに対峙しつつ、明るいドイツは自ら光彩を放ちながら自己を顕示している」(日刊「フランクフルター・アルゲマイネ」紙2015年8月27日p.1)。翻って足元をみるならば、日本にもまた「明るい」兆しと、「暗い」予兆が共存している様子が伺える。どちらにも傾きうる社会の流れを認めること

ができるように思われる<sup>9</sup>。

政府の難民受け容れを認める人々がしばしば引き合いに出すことの一つに、歴史的にみてドイツが移民によって形成された国だという見方がある。例えば、現在ドイツにはカトリック教徒が2600万人、そしてプロテスタント教徒が同じく2600万人いるとされる<sup>10</sup>。フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル等はカトリック教徒が多数を占める国であり、ノルウェー、スウェーデン、デンマークはほぼルター派プロテスタントの国である。これに対してドイツにはほぼ同数のカトリックとプロテスタントの信徒がいるわけだ。これは、17,18世紀にフランスから新教徒(ユグノー)が多数亡命した際に、プロイセンを始めとするドイツ領内の新教領邦へも移住したことがその理由の一つであるだろう<sup>11</sup>。また、第二次大戦後、ケーニヒスベルグやダンツィヒなど東プロイセン等の諸都市から多数の難民が現在のドイツ領内へ引き揚げてきたことが知られている。その数はかなりに上り、そういった人々の子どもであることを新聞等のインタビューで明かす著名人がいる。引き揚げ者の中には、旧ドイツ領からだけでなく、ロシア、ポーランド、チェコ等に住んでいたひともいたようだ。また、第二次大戦後の西ドイツは、難民を積極的に受け容れる政策を採ってきた。1956年のハンガリー事件に際しては16,000人以上の難民申請が、1980年にトルコでクーデターが起こったときには107,000人以上の難民申請が当時の西ドイツで行われていた。また1992年の旧ユーゴスラヴィアの内戦

8 この州はドイツ東部(旧東ドイツ)に位置している。2014年秋、この州のドレスデンに「ヨーロッパのイスラム化に反対する愛国的ヨーロッパ人 Patriotische Europäer gegen die Islamisierung des Abendlandes: Pegida」と名乗る人々が現われ、定期的に街宣活動を行っている。この夏、8月31日にライプツィヒでの街宣活動を見る機会があった。当初はトルコ系住民やそのほかのイスラム教を信奉する人々に対するヘイトスピーチだったが、2015年に入り難民の流入が社会問題となってからは、シリアやコソボをはじめとする難民たちがそのターゲットとなっているようである。

9 NHK 動画ニュースサイトによれば、12月22日に法務省は「在特会」元代表に対して「勧告」を行った。

10 ドイツ連邦共和国外務省等制作『ドイツの実情』2007年、p.9。

11 一般に北ドイツにはルター派信徒が多く、南にはカトリックの信徒が多いといわれている。隣国オーストリアはカトリックが多数を占める国であり、バイエルンなど南部の州は、オーストリアとの関係が深い。アルプスを越えればイタリアであり、そこにはローマがある。いずれにしても、この規模の国で新旧両派が同様の勢力を占めているのはドイツの他にはない。

に際しては438,000人以上が難民申請を行っていた。ドイツ政府はそのつど申請に不備や虚偽がない限り、難民認定を行っていたようである（『シュピーゲル36号』20-21ページ参照）。したがって今年度に入って起こった難民の問題に対するドイツ政府の政策は、決して新しいものではない。第二次大戦以降、旧西ドイツ時代からドイツ政府は一貫して積極的に難民を受け容れており、またそのことでナチス的な自民族中心主義や人種差別主義をドイツから一掃するために尽力してきたといえる。その姿勢はキリスト教民主同盟とキリスト教社会同盟を中心とする政府だけでなく、社会民主党を中心とする政権の折にも受け継がれており、現在の大連立政権でもこのポリシーが継承されているとみなすことができるだろう。

### 3. ドイツ基本法

メルケル政権の副首相でドイツ社会民主党のジグマー・ガブリエルは、難民受け容れに関するコメントとして次のように述べている。「テロや戦争の脅威から逃れて私たちのもとへ来ようと、何十万もの人々が生命の危険を顧みず行動している。彼らには、不安のない、人間の尊厳に相応しい生活を営む権利がある」（『ビルト』紙日曜版2015年8月30日p.5）。ここでガブリエルは内閣の中枢にいるものとして、キャビネットの立場を明確に表明したわけだ。「人間の尊厳に相応しい生活」を営むことは、ドイツ国民だけのもつ権利ではなく、すべての人が同等に持つ権利であるだろう。ここで、ドイツ基本法の第一条が想起される。「(1) 人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ、これを保護する

ことが、すべての国家権力に義務づけられている。(2) それゆえに、ドイツ国民は、世界のすべての人間共同体、平和および正義の基礎として、不可侵にして譲り渡すことのできない人権を信奉する」<sup>12</sup>。政権の一翼を担う者として、またここに見られるドイツ基本法の主旨に基づいて、ガブリエル副首相は先のような発言を行ったわけである。ところで「人間の尊厳 Würde des Menschen」や「人権 Menschenrechte」といった理念は決して自明のものではなく、ヨーロッパ文化の全歴史が、特に西欧近代史が、様々な戦争経験のうちにこれを生み出すことになる理念に他ならない。それは、自然権でありア・プリオリな権利であると同時に、決して天から与えられたものではなく、人間が自らの苦渋に満ちた痛々しい経験を経ることでようやく獲得したものである。そして「尊厳」や「人権」が人間自ら獲得したものであることと、これらが特殊な価値をもつことは、決して無関係ではない。重要な価値は、自然が人間に与えるものではなく、人間自らが獲得したもの、人間自身が自らに与えるものに他ならない、という西欧近代の考え方がここで想起される。自然からの人間の独立、すなわち「自律」にこそ人間固有の特殊な価値の根拠があるとみなす考え方である。「人権」や人権を基礎付ける「尊厳」は、人間が自己自ら、自然からは独立に、また自然に抗して、自らのあり方への反省から生み出したものに他ならない<sup>13</sup>。

このドイツ基本法は、1949年5月に公布されており、その前年に国際連合で採択された「世界人権宣言」の趣旨に即し、これに基づく理念を表明する

12 Deutscher Bundestag hg., *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland*, Textausgabe, Bonn 1996, I. Die Grundrechte, Artikel 1, S. 13.

13 人権が自然権であり、ア・プリオリな権利であることと、これが人間自らの手で獲得されたものであるとする解釈のうちには、ある種の矛盾が認められるだろう。この矛盾は、人間の自律ということを考える際に必ず生じる困難な問題である。「殺してはいけない」や「嘘をついてはいけない」といった個別的な道徳的命を総括するものとして考えられる「黄金律」や「道徳法則」について、これが天から与えられたものであるとみなすのか、それとも人間が自ら与えるものとみるのかという問いである。この問いについてカントは、この法則が天から人間に与えられたという伝統的な解釈を退けたうえで、理性的ないし理性的存在者がこれを立法するとみなす、以下を参照されたい。I. Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Riga 1785, Neudruck: K. Vorländer hg, Hamburg 1965, S. 54)。

ものでもあるだろう。この「宣言」には以下のような文言がみられる。「第一条 すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなくてはならない」<sup>14</sup>。また、第二条には以下のような記述がある。「(一) 何人も、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、生い立ちもしくはその他の地位のような、いかなる種類の差別も受けることなく、この宣言にかかげられているすべての権利と自由とを享受することができる」(『人権宣言集』p.403)。この「宣言」は、第二次世界大戦を経た人間社会がその反省と自戒を込めて生み出したものに他ならない。その第二条には、民族主義的、優生学的な考え方に対する明確なアンチテーゼが読み取れる。そこに盛られた理念は、多くの人々が国家の道具となって相互に殺し合い、自然世界では起こりえない膨大な規模の災いが終結した後、ようやく生み出されたわけだ。それは戦争体験者の決意を込めた宣言文でもあるだろう。その前文に「人権が法の支配によって保護されることがたいせつである」(『人権宣言集』p.402)と述べられているように、この「宣言」自身は法律のような拘束力はもたないので、それぞれの国に法律でこれを規制することが求められる。ヘイトスピーチに関しては、これを規制する法律が今のところ日本には存在しない。

では、日本では戦後どのような人権政策がとられたのだろうか。「ドイツ基本法」に相当するのは「憲法」であり、その第三章にその対応箇所がみられる。「第11条 国民は、すべての基本的人権の享受を妨げられない」、そして「第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に

対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」<sup>15</sup>。ここにみる限り、人権の主体は「国民」であり、日本国籍を有する人々に限られている。草案の段階には「凡そ人は」や「何人も」といった表現がみられたようである。しかし、できあがった現行の憲法を見る限り、その前文に「政治道徳の法則は、普遍的なもの」であると記されているものの、人間一般の権利として人権を認める視座はみられない。この点にドイツ基本法との明確な差異が認められるように思われる。「日本国憲法」は1946年に公布された。「ドイツ基本法」は先にみたように1949年3月であり、その少し前に「世界人権宣言」(1948年12月)が国連で採択されていた。日本国憲法はそれらに先立ち、日本が未だ独立を回復する以前に、連合国の占領下で、米軍の制約のもとで起草されたものに他ならない。長尾龍一氏によれば、先の「凡そ人は」や「何人も」といった表現を削除したのは起草に関わった日本側の執筆者達であった<sup>16</sup>。英語版には「人は The people」(第11条)、「人はすべて All of the people」(第13条)という表現が見られ、日本語版との差異がかなり奇異に感じられる。結果として「外国人の権利に関する規定が憲法から消えた」<sup>17</sup>。ヘイトスピーチの規制が困難である理由の一つは、日本の憲法に外国人の権利に関する規定が存在しないことにあるといえるのではないか。「世界人権宣言」という20世紀なかばに提示された人権に関する基準を前提とすることなく起草されたことだけが先の「結果」をもたらした原因だとは思えないが、しかし世界基準を満たさない憲法が現在に至るまで改定されていないことについては、違和感を覚える。

14 高木他編『人権宣言集』岩波文庫 p.403; „Allgemeine Erklärung der Menschenrechte, von 10. Dezember 1948“, in: *Menschenrechte, Dokumente u. Deklarationen*, Bundeszentrale für politische Bildung, Bonn 1991, S. 34.

15 『日本国憲法』講談社学術文庫 2008年、16,17 ページ。

16 長尾龍一『憲法問題入門』ちくま新書 1997年 93 ページを参照されたい。

17 長尾龍一『憲法問題入門』60～63 ページを参照。

#### 4. 人権という概念

では、そもそも「人権」とはどのような権利なのか。哲学・思想系の代表的な出版社であるフェリックス・マイナー社の哲学辞典には以下のような記述がみられる。人権は「放棄（譲渡）することのできない権利である。これは人格のもつ尊厳と不可分に結びついており、個々の人格の基本的な存在条件を認めそして尊重することに対する権利である。自然法は人権のうちに〔…〕自然状態のうちにある個人にもすでに当然帰属するはずの前国家的な権利〔国家が成立する以前にも存在するはずの権利〕をみており、この権利は放棄できないものであるので、国家のうちでも維持されるとみなす」<sup>18</sup>。ここで実定法がない状態であっても誰もがこれを守らなければならない規則と考えられているのが、西洋思想史の主要概念の一つである「自然法 *Naturrecht*」に他ならない。その代表的なものは生存権であり、生命、身体そして財産の保全である。「殺してはいけない」、「盗んではいけない」ことの理由は、記述された法律がこれを禁じているからではなく、それ以前に、人類の構成員として、またその限りで既にこれが禁止されているわけだ。一般に「自然法」は時代と文化を越えてすべての人間を拘束する法であり、全人類をその射程に収める法則であると理解されている。このような高い一般性をもった行為規範についての反省が「人権」の背景にあり、両者は普遍性をもった価値として一つに結びついている<sup>19</sup>。

北アメリカ及びヨーロッパ近代史は18世紀に複

数の「宣言」をもち、そこに人間のもつ特殊な権利についての基本思想を盛り込むことになった。最初に北米で人権に関する以下のような宣言がなされた。「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪い難い天賦の権利を付与され、その中に生命、自由及び幸福の追求の含まれることを信ずる」（「1776年7月4日、 kongressにおいて13のアメリカ連合諸邦の全員一致の宣言」『人権宣言集』p.114）。ついで欧州大陸で起こった革命に際して、次のように述べられている。「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる」（1789年フランス、「人および市民の権利宣言、第一条」『人権宣言集』p.131）<sup>20</sup>。こうした社会の全構成員に対して同等に認められる人権という考え方を最初に明確に提示したとみなされているのが、J. ロックである。ロックは人が共有する道具ないし能力として「理性 *reason*」を認め、これに基づいて、誰もがすべての他者に対して自らと同等の権利しか持たないことが理解できるはずだと考える。「自然状態はそれを支配する自然法をもち、すべてのひとがこれに拘束される。そして、その自然法である理性は、それに耳を傾けようとしさえすれば、全人類に対して、すべての人間は平等で独立しているのだから、何人も他人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害すべきではないということを教える」<sup>21</sup>。ここでロックの語る「理性」は、すべての人が共有する

18 Artikel "Menschenrechte" in: *Wörterbuch der philosophischen Begriffe*, hg. v. J. Hoffmeister, 2. Aufl., Hamburg 1955, S. 399.

19 ホブズによれば、平和を求めこれを維持すること、あらゆる可能な手段によって自己を守ることが、最も基本的な自然法であり、人からされたくないことはあなたも人にしてはいけません等のいわゆる「黄金律」が、第二の自然法である。Vgl. Thomas Hobbes, *Leviathan*, aus dem Englischen übertr. v. J. Schlösser, hg. v. H. Klenner, Hamburg 1996, S. 108f; T. Hobbes, *Leviathan*, ed. J.C.A. Gaskin, Oxford 1996, p. 87.

20 Die Erklärung der Menschen- und Bürgerrechte von 1789, Artikel 1, in: R. Pohanka, hg. *Dokumente der Freiheit*, Wiesbaden 2009, S. 80. また同宣言の四条には、自由が前提とする互恵性の理念に関する以下のような説明がみられる。「自由は、他人を害しないすべてをなし得ることに存する。その結果各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれら同種の権利の享有を確保すること以外の限界をもたない」（『人権宣言集』p.131）。

21 John Locke, *Two Treatises on Government*, The second Treatise, Chap. II, Of the State of Nature 6, London 1690, in: P. Laslett, ed, Locke, *Two Treatises on Government*, Cambridge 2010, p. 271; ロック『統治二論』加藤訳、岩波文庫2010年p. 298.

と考えられる「良識 bon sens」(デカルト)に通じるインストゥルメントであり、近代思想が人間に対してのみ認める特殊な権利を基礎付ける条件である。もちろん人間のもつ特殊な価値については既に古代以来語られている。アリストテレスは人間固有の能力として「知性」をあげ、以下のように述べていた。「人間に固有なのは、知性に即しての生活に他ならない。まことに、人間は、彼のうちにおける他のいかなるものよりも、このもの〔すなわち知性〕であるわけだから」<sup>22</sup>。ここでの「知性」は「ヌース νόος」<sup>23</sup>であり、英語では „intellect”<sup>24</sup>、ドイツ語では「理性 Vernunft」<sup>25</sup>、「精神 Geist」<sup>26</sup>、等と翻訳されている。西欧思想のもう一つの起源を成すユダヤ・キリスト教のテキストにも、人間固有の価値並びに権利の根拠付けをみることができる。すなわち「神の似姿 Abbild Gottes」という考え方である。「神は言われた。『われわれにかたどり、われわれに似せて、人を造ろう』」<sup>27</sup>。このような思想史の回顧からは、西洋思想史ではその始まりのあたりから既に繰り返し人間の特殊な価値について様々な観点から語られていたことがわかる。それでは、近代の人間観が、特に人間の価値に関する理解が、古代のそれと異なるのは、どのような点なのだろうか。まず、ギリシャ思想に関しては、人間を社会の維持のための道具とみなす視点のあったことが確認できる。人間は、社会なしには

生きることができず、社会の維持という目的のために命の選別されることが認められていたようである。プラトンは『国家』で、社会的活動、生産的な仕事のできる子どもだけを育てるべきだと述べている<sup>28</sup>。古代ギリシャの人間観には、人間として生まれてきた限り誰もが同等の権利と価値をもつ、という考え方はなかったようだ。現代の視点からはそこに優生学的思考の原型をみることになる。また信徒相互の間にある社会的地位の差異を認めるだけでなく、聖職者のうちに位階を認める考え方の中には、「平等」という理念が基本的・一般的なものとしてではなく、特殊な脈絡でのみ認められることが含意されているように思われる。地上的すなわち社会的役割において人はそれぞれの地位にあり、同等ではないという観点である。したがって人は「神」のもとでは平等であり同等の「兄弟」<sup>29</sup>であるが、社会的に、そして宗教的役割においては上下関係のもとにあることになるだろう。また、世界市民を標榜するストア派の哲学者たちにおいても、社会の持つ階級性やその役割のもつ地位や位階を承認したうえで、「人類という共同体」の脈絡においてだけ、ある種の平等が認められていたようである。メンケ/ポルマンによれば、あらゆる人が同等にもつ権利として人権が考えられ、そしてこれが人間のもつ特殊な価値である「尊厳 Würde」と結びつくのは、伝統的な尊

22 Aristoteles, *Nikomachische Ethik*, nach der Übersetzung v. E. Rolfes, bearb. v. G. Bien, Hamburg 1995, S. 251 (1178a) . アリストテレス『ニコマコス倫理学』高田訳、岩波文庫 下巻 p.177.

23 Aristotle, *The Nicomachean Ethics*, with an English Translation by H. Rackham, London 1926, p.618; vgl. Artikel “νόος” in: *Langenscheidts Großwörterbuch Altgriechisch*, Berlin 30 Aufl. 2001, S. 493.

24 Ibid. p. 619 ; Aristotle, *The Nicomachean Ethics*, ed. by J. Barnes vol.2, p. 1862.

25 Aristoteles, *Nikomachische Ethik*, nach der Übersetzung v. E. Rolfes, bearb. v. G. Bien, Hamburg 1995, S. 251 (1178a) .

26 *Die Nikomachische Ethik*, übers. v. O. Gion, München 1991, S. 348.

27 „Genesis“ 1.26, in: *Das alte Testament. Einheitsübersetzung der Heiligen Schrift*, hg. im Auftrag der Bischöfe Deutschlands ... , Stuttgart 2000, S. 17.

28 「ぼくの思うには、すぐれた人々の子どもは、その役職の者たちがこれを受け取って囲い〔保育所〕へ運び、国の一隅に隔離されて住んでいる保母たちの手に委ねるだろう。他方、劣った者たちの子どもや、また他方の者たちの子どもで欠陥児が生まれた場合には、これをしかるべき仕方で秘密のうちにかくし去ってしまうだろう」(プラトン『国家』藤沢訳、岩波文庫、上 p.369)。

29 Vgl. Christoph Menke, Arnd Pollmann, *Philosophie der Menschenrechte zur Einführung(M-P)*, Hamburg 2007, S. 156.

厳概念の改革が遂行された17,18世紀のヨーロッパだった<sup>30</sup>。ここでようやくロックの語る「理性」や、デカルトの「良識」が想起できる。人間は理性をもつ存在者であり、しかも誰もがこれをいわば同等に享有しており、その限り社会的・地上的地位や役割とは無関係にすべての「私」は他の誰にも優先されえず、また劣位におかれることもない、という考え方である。では、近代の「人権」概念がそれ以前の人間の価値概念と明確に異なるのはどのような点においてなのか。メンケノポルマンは次のように述べている。「あらゆる人々が等しく互いを尊重するというのが、人権に対する正しい態度であると理解されることで、ようやく根本的な変化が生じる。なぜなら人権という根本理念によれば、互いを等しく尊重するという態度は、分割することができないからである。伝統的な理解によればすべての人に対して等しく尊重しあうということは、ただ制限された観点からのみ、ある限定された社会的領域—キリスト教における宗教的共同体、ケケロのいう「人類という共同体」—でだけ、妥当することになる。これに対して〔新しい観点から生まれた〕人権という理念は人々が相互に同等に尊重しあうという態度が、人間の生きる空間の全域で妥当すべきであるとみなす」(M-P S. 157)。ここで人権は「分割することができない」と述べられ、この点にこそ近代の人権概念の特徴があるとみなされている。その主旨は、それまでの人権概念は、ある特定の場面だけで互いの同等性を認めるに止まり、それ以外の脈絡では階級性や上下関係に基づく不平等を認めている、ということである。換言すれば、それぞれが「人類」の一構成員として交際する場面では、互いに同等の尊敬を払うが、しかしこの脈絡以外では、征服民と被征服民として、高位の官吏と下位の官吏として、主従関係の下にある、といった具合に。人々が「人類という共同体」の構成員として出会う場としては、誰もが一人の者として他者と語りあうことのできる集会所(アゴラ)のようところが考えられ

ているのだろう。近代の人権概念のもとでは、それがいわば逆になる。すなわち基本的に誰もが常に互いに同等で対等な存在者として振舞うことが求められるわけだ。この点については以下のようにも述べられている。

「人権は〔…〕社会のあらゆる領域を拘束する規則を提示し、これを徹底させようという要求をもつ。したがって身体を傷つけられてはならないという人権は、あらゆる社会的役割・地位の人に、家庭でと同様に職場でも、教育機関においてと同様に行政や警察においても妥当するわけだ。人権は単に普遍的であるだけではない、つまりすべての人に関わるだけではない。人権はまた至る所で妥当する。人権は生のあらゆる場面で妥当する」(M-P S. 157)。身体を傷つけられてはならない、という具体的な内容をもつ人権は、たとえ当事者が犯罪を行った容疑者として取調べを受けている時でさえ、侵害されることを拒否するわけだ。そして人間相互の間で社会的役割は異なり、経済的な優劣はあるとしても、相互に同等の敬意を払うことが求められ、等しく尊重されることが要求されることになる。

ここにみる限り「人権」は、ある人が他者に対して一方的に尊重することで成立するものではなく、双方向的に、そして同じように尊重することを求めている。相互的な尊重によってはじめて「人権」はこれが守られることになり、認められることになるといえる。「人権」はまた、ある特定の条件のもとでのみ互いが相互に同等に尊重することで成立するのではなく、常にあらゆる場面で、相互に等しく尊重し合うことを求めている。

## 5. 結びに代えて

ヘイトスピーチは、様々な人権侵害の一つの具体的なあり方であり、以上にみたドイツの例を振り返る限りこれを生み出しているのは主に自民族中心主義であり、またこれと表裏一体の関係にある排外主義である。本稿では、2015年夏のドイツの状況

30 Vgl. ibid.



を報告し、そこに見られるドイツ政府の難民政策の拠って立つ理念を「ドイツ基本法」のうちに確認し、そしてこの基本法にみられる根本理念である「人権」の前史を粗描した。自民族中心主義や排外主義は、恐らく人間のもつ自然な本性と結びついており、これを廃棄することは容易ではない。しかし、これを批判することなく放置するならば、野蛮はこれからも繰り返されるに違いない。これに対抗ないし抵抗するためには、自民族中心主義や排外主義的な考え方から距離をとり、これを批判する視座をもつことが先ずは求められるだろう。